

第11回いたばし魅力ある学校づくり審議会
(東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会)

議事録

開会日時 令和5年12月15日(金) 午後 3時00分
閉会日時 午後 5時00分
開会場所 板橋区役所本庁舎南館4階 災害対策室

出席審議会委員

会 長	天 笠 茂	副 会 長	小 林 福太郎
委 員	倉 斗 綾 子	委 員	松 波 紀 幸
委 員	中 村 とらあき	委 員	田 中 やすのり
委 員	露 木 保 文	委 員	古 谷 茂
委 員	緑 川 有 紀	委 員	小 宮 慶 之
委 員	木 村 縁 理	委 員	尾 科 善 彦
委 員	中 川 修 一	委 員	中 川 久 亨
委 員	伊 藤 聡		

出席事務局職員

事務局次長	水 野 博 史	地域教育力担当部長	雨 谷 周 治
学務課長	金 子 和 也	指導室長	氣 田 眞由美
新しい学校づくり課長	柏 田 真	学校配置調整担当課長	早 川 和 宏
教育支援センター	石 野 良 恵		

《開会》

会長 皆様おそろいですので始めさせていただきます。第11回いたばし魅力ある学校づくり審議会を開催いたします。本日は14名の委員の方に出席をいただき、3名の方は欠席です。〇〇委員が30分ほど遅れてオンラインで参加するという連絡をいただいております。ということで、本審議会は成立しております。また、傍聴人の方は0人です。

【議題1 第10回審議会における審議状況】

会長 議題の一つ目になります。第10回審議会における審議状況について、事務局から報告をお願いいたします。

学校配置調整担当課長 議題1、第10回審議会における審議状況についてご報告いたします。

第10回審議会の議事録につきましては、事前に内容確認を依頼させていただきました、すでにホームページ等で公開しております。お手元にご置きます資料1が議事録、資料2が審議会における審議状況となっております。

また、資料3は中間のまとめ案となっており、後ほど確認いただく予定です。中間のまとめ案は資料4の資料編を編成するなどしており、大きく中身が変わっております。最後に参考資料として、第10回審議会の際に使用した中間のまとめをつけてございますので、適宜ご確認いただければと思います。

それでは、第10回審議会の審議状況について資料2、資料3を参照いただきながらご説明いたします。

前回の審議会では前々回に引き続き、答申（中間まとめ案）についてご審議いただき、いただいたご意見は資料3中間のまとめ案の網掛け部分として修正しております。資料2を基づいてご説明申し上げます。

資料2の1、中間まとめ案についての目次の部分からでございます。前回、目次の中で「〇〇の基本的な考え方」という項目について、表記の階層が統一されていなかったため、階層の統一をしております。

続きまして、第1章の部分で新しい教育環境を目指すための答申の必要性について言及いただき、その旨を加筆してございます。また、2ページの答申の位置付けの図につきまして、最終的に学校や子どもたちに繋がっていく図があると理解しやすいといったご意見がございましたので意見を踏まえて、図を修正しているところでございます。

続きまして、第2章の部分でインクルーシブ教育や教職員の働く学校としての環境整備について記載すると良いというご意見をいただきましたので、4ページ目の2段落目に追加してございます。

また、第3章では習熟度に応じた授業や少人数授業の展開について、成果や目的を示せるといいというご意見いただきましたので、目的を追加しております。

資料2の2ページにお移りください。地域協議の項目では、地域とともにある学校について記載を追加してございます。

また、第4章では施設という文言について、屋外環境を含めたニュアンスとして表記を直してございます。また、環境配慮やカーボンニュートラルに関する記載、ICT化については、子どもにとってのメリットを追記しているところでございます。資料2の3ページにお移りください。⑦番の特別支援教育にという項目について、不登校対策や外国人への日本語指導、また子どもたちを取り巻く環境が多様化しているという状況を受け、元々タイトルを特別支援教育としておりましたが、こちらを子どもたちの多様性と子どもたちを取り巻く様々な環境に修正し、不登校対策等について記載を追加しているところでございます。

また、資料3は全体を通して事務局で修正を行った箇所が何点かございます。まず、各章の最初にその章のポイントを箇条書きでまとめてございます。

なお、今回から資料編として、本文中に入っていた図や表を資料編にまとめ、本編の図や表は最小限にして、文章を読みやすく整理してございます。

また、本部の中で1学級あたり的人数について明記しないと記載しておりましたが、若干記載内容を変更してございますので、後程ご確認いただければと思います。前回審議会の報告につきましては以上となります。

会長 　ただいま前回の第10回審議会での審議状況について報告をいただきました。資料3については、後程読み上げながらご確認いただきたいと思います。今回含め3回にわたって中間まとめ案の内容について議論を進めてきました。今回で内容を固めていければと考えております。内容が固まりましたら今日の審議会終了後、パブリックコメントにかけ寄せられた意見を踏まえて、答申として整えていきたいと思っております。パブリックコメントのスケジュールについては後程事務局からご説明いただきますので、よろしく願いいたします。前回の振り返りについて全体的に、お気づきの点はありますでしょうか。

(意見なし)

会長 　それでは、案文の読み合わせを行いますので、お気づきの点がありましたら、その際にお願ひできればと思います。

【議題2 中間まとめ案】

会長 　本日の議題の二つ目に移らせていただきます。先ほど事務局から、前回の審議会で出された意見の振り返りと修正内容等についてご説明をいただきました。前回と同様に中間まとめ案の読み合わせを行い、全体の内容について確認をしていきたいと思っております。

それでは資料3の中間まとめ案を読み上げさせていただきます。前回同様、章ごとに区切りながら読み上げていきたいと思っております。では資料3の1ページをお開きください。

第1章答申の策定について。

前回答申から10年が経過し、教育環境や社会状況が大きく変化していることを踏まえて、教育委員会が取るべき基本的な考え方や方策を改めて整理した。

本審議会は、今後、教育委員会が策定する「適正規模及び適正配置に関する基本方針」の礎となるために、今日的な課題や新しい教育環境への対応について審議した。

1、策定の目的。

いたばし魅力ある学校づくり審議会（東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会）は、これまでに、平成13(2001)年及び平成24(2012)年の2度にわたり、適正規模及び適正配置に関する議論を行い、答申を策定してきた。この度、令和4(2022)年4月に、板橋区教育委員会（以下、「教育委員会」という。）から、板橋区立学校の適正規模及び適正配置における基本的な考え方及び具体的方策について、新たに諮問されたことを受け、令和4(2022)年4月の第1回審議会以降、作業部会である小委員会を含めて、〇〇回にわたり、議論を進めてきた。

教育委員会は、平成13(2001)年3月及び平成24(2012)年3月にそれぞれ策定した「東京都板橋区立学校の適正規模及び適正配置について(答申)」(以下、平成24年に策定した答申を「平成24年答申」という。)において答申された内容を踏まえて、平成24(2012)年5月に「板橋区立小・中学校の適正配置に関する基本方針」(以下、「基本方針」という。)、平成25(2013)年9月に「将来を見据えた区立学校の施設整備と適正規模・適正配置の一体的な推進のための方針」(以下、「一体的な推進のための方針」という。)を策定した。その後、平成26(2014)年2月に策定した「いたばし魅力ある学校づくりプラン」に基づき、学校施設の老朽化対策と学校の適正規模・適正配置の視点を一体的に推進し、「魅力ある学校づくり」に取り組んできたところである。

平成24年答申から10年が経過し、人工知能(AI)をはじめとする先端技術の高度化や脱炭素社会の実現に向けた取組の深化、子どもたちの可能性を引き出す個別最適かつ協働的な学びを実現する令和の日本型教育の実現に向けた取組等、社会や教育を取り巻く環境は著しく変化している。また、令和2(2020)年から始まった新型コロナウイルス感染症の流行は、学校生活に多大な影響を及ぼした一方で、「GIGA スクール構想」の実現に向けた取組を加速させたほか、学校行事や教室のあり方、教員の働き方等の教育環境を見直す契機にもなった。

このような状況を踏まえて、「子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力」をより一層確実に育成するため、教育委員会が今後取るべき基本的な考え方や基本的方策について改めて整理が必要となったものである。

教育委員会は、本答申を真摯に受け止め、更なる教育内容の充実と教育環境の整備に努めていかなければならない。

2、答申の位置付け。

地方公共団体は、政府が策定する教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされている（教育基本法第17条第2項）。区では「板橋区教育ビジョン」を当該計画に位置づけ、そのアクションプログラムとして「いたばし学び支援プラン2025」が策定されている。また、「板橋区教育ビジョン」・「いたばし学び支援プラン2025」で示された、区がめざす学校教育を推進するため、学校施設の老朽化対策と学校の適正規模・適正配置の取組を連動させ、多面的な検討を行うことを目的として、「いたばし魅力ある学校づくりプラン」が策定された。

「いたばし魅力ある学校づくりプラン」の計画期間は、平成28(2016)年度から令和17(2035)年度までの20年間であり、10年間ごとに「前期計画」と「後期計画」とに分けることとなっている。令和8(2026)年度から実施される「後期計画」の策定に向けて、子どもたちを取り巻く教育環境の変化を踏まえながら、新しい教育環境に対応するために、教育委員会が今後取るべき方向性の基本的な考え方及び具体的方策について答申する。以上が第1章となります。

会長 第1章について読み上げていただきましたが、前回の委員の方からのご意見を反映させ、加筆修正した部分が網掛けで記されております。

審議会、そして答申の位置付けが板橋区全体の中で、どのような時間的な流れの中、どこに位置付けているのかを文章と2ページの図で示しております。

前回、この点についてご意見いただいた委員の方から、加筆修正した部分を含めて、ご意見がありましたらお願いいたします。

委員 全ての章の始まりに、その章の論点を四角囲みにまとめていただいでことで、すごく見やすくいいなと思いました。

2ページの最後の方の文章で「子どもたちを取り巻く教育環境」と記載があるので、第1章の四角囲みの「前回答申から10年が経過し、教育環境や社会状況が」云々の部分も「子どもたちを取り巻く教育環境」と統一した方がいいのかなと思いました。

また、2ページの図は前回よりもシンプルになり、非常にわかりやすくなっていて、素人の区民の私でも非常によくわかったので、改めて感謝申し上げます。

会長 他にいかがでしょうか。

(意見等なし)

会長 第1章についてご意見があれば、後ほどでも構いませんが、とりあえず、第1章は承認いただいたとさせていただきます。

それでは第2章についてお願いいたします。

では続きまして3ページの第2章に参ります。

第2章諮問事項と答申内容の見直し。

教育環境の変化を踏まえて、前回答申で示した「望ましい学校規模」の考え方を見直した。

一方で、各学校は規模に応じた適切な教育を実施していることから、「望ましい学校規模」から外れることが直ちに望ましくない教育環境であるとは断定できない。

1、諮問事項。

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置の基本的考え方について、東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置の具体的方策について、新たな学びを踏まえた持続可能な学校施設整備の基本的考え方について。

子どもたちを取り巻く教育環境は大きく変化しており、国が掲げる「GIGAスクール構想」による児童・生徒向けの一人一台端末の導入や小学校における35人学級編制の実施に加えて、新学習指導要領の実施により、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現」が「令和の日本型学校教育」のめざすべき姿とされたところである。学校では、児童・生徒の学力と技能の定着及び向上を図りつつ、児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて社会性や規範意識を身につけさせることが重要である。

教育委員会では、このような教育環境の変化を踏まえた上で、令和4(2022)年1月に策定した「いたばし学び支援プラン2025」に基づき、「板橋区コミュニティ・スクール(iCS)の導入」や「小中一貫教育の本格実施」、「学校における働き方改革の推進」、「誰一人取り残さないための居場所づくり」を柱として、戦略的に施策・事業を展開することにより、直面する課題の解決に向けた取組を進めているところである。

とりわけ、学校整備にあたって取り組んできた「オープンスペース型運営方式」や「教科教室型運営(教科センター)方式」、「職員室のフリーアドレス化」は、子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びの実現や教科指導の充実、生徒の主体性の向上、教職員の働きやすさの向上といった効果が期待されるところであり、また、全国的に見ても先進的な取組であるため、他自治体からの注目度も高い取組であると言える。

次ページお願いいたします。区立学校の児童・生徒数は過去のピーク時からおよそ半減しており、今後、児童・生徒数は更に減少していくことが見込まれる。一方で、地域によっては大規模集合住宅の建設に起因して、一時的に児童・生徒数が増加しており、小学校における35人学級編制の実施とあわせて、学級数増への対応が求められている。

また、近年は、外国にルーツを持つ子どもたちのための日本語指導や不登校児童・生徒への対応、多様な性のあり方、障がいの種類や程度に応じた指導や支援等、誰もが共に学び合うインクルーシブ教育の重要性が増しているほか、

教職員の指導が充実するための学校整備といった視点も求められている。

こうした教育環境や社会環境の変化を踏まえた新しい学びに対応しつつ、学校は学び舎としての機能の充実という本来の役割に加えて、災害時における避難所としての防災機能、地域コミュニティの拠点等、学校施設に求められる役割が増大している。今後は、将来的な環境変化の視点も踏まえながら、これらの状況に対応していく必要がある。

これまで教育委員会が取り組んできた通学区域の変更や学校の統合といった適正規模及び適正配置の取組を進めるにあたっては、教育委員会による適切な情報提供や広報活動を行うとともに、学校や保護者、地域関係者による協議体において十分な合意形成を図っていくことが重要である。

以上のことを踏まえて、本審議会は①適正規模②適正配置③適正規模化の方法④通学区域⑤小中一貫型学校⑥地域協議⑦施設内容・施設更新⑧子どもたちの多様性と子どもたちを取り巻く様々な環境の8つの項目について審議を行った。

とりわけ、学校の規模や配置の適正化を図ることは、子どもたちの成長にとって望ましい教育環境を整備するための重要な要件であるとして、これまで策定してきた答申での議論や教育委員会の方針について、新しい教育環境を踏まえた考え方を改めて示している。

2、答申内容の見直し。

答申にあたっては、国の動向や学校運営の現状、教育環境の整備に係る財政状況を踏まえた効果的な教育を提供するための議論を進め、平成24年答申で示した教育上望ましい学校規模について見直しを行った。見直しにあたって、前提となる考え方は以下のとおりである。

現在の区立学校の中には、この「望ましい学校規模」から外れる学校が存在するが、学校の教育環境は様々な取組により総合的に整えられるものであり、各学校はそれぞれの規模に応じた適切な教育の提供及び教育の充実に取り組んでいる。したがって、審議会が導き出した「望ましい学校規模」を外れることが直ちに望ましくない教育環境であるとは断定できない。この考え方は、平成24年答申から変わるものではない。

このことを確認したうえで、学校の適正規模及び適正配置を実現するための具体的方策を検討した結果、「望ましい学校規模」を大きく下回る場合には平成24(2012)年5月に策定した「板橋区立小・中学校の適正配置に関する基本方針」に沿って、当該学校に関わる保護者や地域、関係団体等による協議体において学校の方向性を十分に検討することが望ましいとした。

一方、「望ましい学校規模」を大きく上回る場合には児童・生徒数の将来推計を十分に踏まえたうえで、学校教育に影響が出ないように、学校隣接用地の確保も念頭に置きながら、学校施設の拡充、必要な人員確保等の運営上の配慮を検討する必要があるとした。以上が第2章となります。

事項に対応する審議会としての応答もここに記されているように思いますが、諮問事項はどこまで、審議会からの提言はどこからなのでしょう。

学校配置調整担当課長 整理といたしましては、第1章と第2章までが諮問事項や審議会としての提言の条件整理であり、本格的な提言は第3章からになります。

会長 第2章は事務局の立場から、審議会に対してなぜ提言をして欲しいのかという理由、また審議会の提言の条件整理が記されております。

そして、第3章以降に第2章の受け止めに対する審議会としての提言が記されているという構図になっているということです。

第2章についてご意見はありますか。

(意見等なし)

会長 第3章に進みたいと思います。分量が多いので、途中で区切るような形でお願いできればと思います。

学校配置調整担当課長 会長からございましたように第3章については、3つの節がございますので、節ごとに読み上げをさせていただきます。それでは6ページでございます。

第3章板橋区立学校の適正規模及び適正配置について。

国が示す標準規模等を踏まえて、前回答申で示した「望ましい学校規模」の内容を見直し、「小中学校ともに12学級から18学級」とした。

前回答申では「1学級あたりの人数」を示していたが、子どもたちの学びは様々な要因によって整えられ、1学級あたりの人数のみで決まるものではないため、本答申では明記しないとした。

児童・生徒数の推移や学校に求められる様々な役割等、将来的な教育環境の変化を見据えて、関係主体と連携を図りながら、学校の適正配置に取り組むことが求められる。

1、板橋区立学校の現状。(1)区内人口の推移。

板橋区の総人口は令和5(2023)年1月1日現在568,241人となっている。平成27(2015)年の国勢調査人口を基準とした板橋区人口ビジョン(2020年～2045年)では、区内人口のピークは令和12(2030)年になるとしている。

また、年少人口(0～14歳)は令和12(2030)年までは若干の増加傾向にあるものの、その後は減少に転じ、将来的な年少人口の減少は避けられないとされている。一方、令和2(2020)年以降、年少人口は減少に転じており、令和5(2023)年時点では人口ビジョンにおける見込みと比較し、乖離が見られるようになってきた。

さらに、直近の年少人口の実績を5年齢毎に見ると、0～4歳の人口が平成31(2019)年から令和5(2023)年の5年間で3,674人、約17%減少しており、また、出生数は平成30(2018)年から令和4(2022)年の5年間で964人、約21%減少しているため、人口ビジョンとは異なる人口動態を示し始めている。

(2) 児童・生徒数、学校数の推移。

昭和 40(1965)年以降の板橋区立学校の児童・生徒数は、小学校は昭和 56(1981)年の 42,008 人をピークに、平成 13(2001)年まで急激な減少が続いた。その後平成 23(2011)年まで横ばいであったが、平成 24(2012)年から令和 4(2022)年までの増加傾向を経て、令和 5(2023)年 5 月 1 日現在の児童数は 23,345 人となっている。中学校は昭和 60(1985)年の 19,005 人をピークに、平成 20(2008)年まで急激な減少が続いた。その後は横ばいであったが、令和 5(2023)年 5 月 1 日現在の生徒数は 9,162 人となっている。

児童・生徒数をピーク時と比較すると、減少率は小学校が 44.4%、中学校が 51.8%となり、半数近くまで減少している。

一方、学校数は最も多かった時(昭和 58(1983)年からの約 20 年間)から小学校は 6 校、中学校は 2 校減少しており、学校数をピーク時と比較すると減少率は小学校が 10.5%、中学校が 8.3%となっている。

また、令和 3(2021)年の中央教育審議会において答申された「令和の日本型教育の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」によると、特別支援学級に在籍する児童・生徒数及び通級による指導を受ける児童・生徒数は増加し続けていくとされており、板橋区にも同様の傾向が見られる。

(3) 学校規模の推移。

学校規模の推移を見ると、小学校 19 学級以上、中学校 16 学級以上の大規模校の数は、小学校では、昭和 56(1981)年度の 31 校から令和 5(2023)年度には 10 校へと 21 校減り、中学校では、昭和 60(1985)年度の 17 校から令和 5(2023)年度には 3 校へと 14 校減っている。

次ページお願いいたします。近年は、小学校 6 学級以下、中学校 5 学級以下の過小規模校は減少傾向にあるものの、11 学級以下の小規模校は令和 5(2023)年度現在、小学校では 6 校、中学校では 9 校と一定程度存在している。なお、小学校では令和 3(2021)年度からの 35 人学級編制の実施により、全般的に学校規模は回復する見込みである。

(4) 学級規模について。

国の法令により学級編制の標準が設定され、これをもとに東京都において学級編制の基準が設定されている。東京都では、小学校 1 年生を除き 1 学級あたり 40 人を基準として学級編制されていたが、令和 3(2021)年度に法令が改正され、令和 3(2021)年度は 2 年生、令和 4(2022)年度は 3 年生と順次 35 人学級編制が適用され、令和 7(2025)年度に小学校すべてで 35 人学級編制となる。法令改正に伴い、1 学級あたりの平均児童数は減少している。

(5) 適正規模化への具体的な取組。

学校の適正規模化への具体的な取組として、通学区域の変更と学校の統合が挙げられる。大規模な集合住宅建設による児童・生徒数の増加が見込まれる場合は、通学距離や安全性に配慮したうえで、地域や学校の状況に応じて通学区域を変更することで、学校の大規模化を未然に防ぐとともに、小規模校の適正規模化にも

効果を発揮してきたところである。

また、継続して過小規模となっている学校については、適正規模・適正配置に関して話し合う協議会を設置し、教育環境の充実のための方策や保護者、学校、地域住民の学校に対する思いや愛着を意見書にまとめることで、学校の統合をはじめとする子どもたちの教育環境の整備を行ってきた。

これらの学校の適正規模・適正配置に関する取組により、子どもたちの教育環境の改善を図るとともに、学校生活における社会性や規範意識の更なる習得に寄与することができる。

会長 第3章の1について、読み上げていただきましたがいかがでしょうか。

委員 基本的なことを確認させていただきたいのですが、7ページの2行目、「令和の日本型教育の構築を目指して全ての子供たちの可能性を引き出す」と記載がありますが、「子ども」を漢字で表記するのかひらがなで表記するのか、ルールがあるのでしょうか。

会長 こどもの「こ」が漢字で、「ども」がひらがなのパターンと、全て漢字のパターンと、全てひらがなの3つパターンがあるのですが、そのうえで東京都や板橋区はどのパターンを使用しているのでしょうか。

学校配置調整担当課長 板橋区は、こどもの「こ」が漢字で、「ども」がひらがなのパターンを共通して使っております。ただ、この中教審のタイトル自体は、全て漢字を使用しておりますので、原文のタイトルのまま示しているところです。

会長 文部科学省は全て漢字であって、こども家庭庁は全てひらがなということで、いずれ統一していただく必要があるかもしれませんが、当面は今ご説明いただいた板橋区の立場でまとめていただければいいかと思います。

私のほうから8ページの最後の文章ですが、「35人学級編制の実施」という国の施策により「全般的に学校規模は回復する見込みである」ということですが、この学校規模の捉え方というのは、子どもの数は変わっておらず、1学級あたりの人数が40人から35人になったことで、学級数が増えたということを理解しておく必要があるかと思います。

文章を変える必要はないですが、通常、学校規模が大きくなったというのは、子どもや教職員の数が増えたと捉えがちなので、今のような理解の仕方をする必要があります。

委員 8ページに「資料編：資料17,18」とあり、資料の17,18を確認したのですが、前回私の方で図が横なので、タイトルも横に合わせるようお願いをしたのですが、そのとおりに修正いただきありがとうございました。

会 長 他にいかがでしょうか。

(意見等なし)

会 長 それでは 10 ページの上 3 行目までについては、ご了解いただいたとさせていただきます。続きまして、第 3 章の 2 についてお願いいたします。

学校配置調整担当課長

2、板橋区立学校の適正規模についての基本的な考え方。

(1) 学校規模による教育上の特性等。

学校毎の児童・生徒数や全学年の学級数といった学校の規模は、子どもたちにとって生活面や学習面だけでなく心理面にも影響を及ぼすものと考えられており、教育の現場における子どもたちの実態を踏まえて、学校教育や学校運営等の視点から審議を行い、次のように意見を集約し、学校規模が及ぼす特性について示した。

一定の集団規模が確保された学校では、子どもたちが多様な人間関係の中で社会性や個性を伸ばし、豊かな人間性の基礎を培い、学力や体力を一層向上させることに加えて、学校運営や教員の資質向上等の面でも様々な良さが発揮されている。

集団規模が過大となった場合、児童・生徒一人ひとりの把握やきめ細かな指導、学校行事で活躍できる場面の提供等がしづらくなる傾向があり、学校運営に支障が生じないように配慮する必要がある。

一方で、集団規模が過少となった場合、クラス替えが困難なこと等による子ども同士の間関係の固定化や、教員数が少ないことによる教員の校務についての負担増、教員間の指導力向上や人材育成機能が不十分となる懸念等、学校教育としての役割を十分に果たすことが難しくなると考えられる。

続いて次のページ(2)板橋区立学校における教育上望ましい学校規模。

学校の適正な規模については、教育環境の変化や教育活動の内容、学校施設や地域の実情、子どもや保護者のニーズ等により多様な考え方があるが、教育環境や教育条件の整備を進める視点から、教育上「望ましい学校規模」を想定しておくことは必要であると考えられる。

まず始めに、学校規模は、学校教育法施行規則第 41 条及び第 79 条では小中学校ともに 12 学級から 18 学級が標準であるとされており、区では当該規模の学校が令和 5 (2023) 年 5 月現在、小学校 51 校中 34 校、中学校 22 校中 11 校となっている。加えて、東京都教職員定数配当基準によると、中学校における教員の配置数について、15 学級と 18 学級を比較した場合 5 名増となり、学級数の増加数よりも教職員定数の増加数が多くなることや、人員増により児童・生徒一人ひとりをより把握しやすくなること、一人の教員にかかる校務分掌の負担が減る等の学校運営が円滑になるといった多くのメリットが考えられる。

以上を踏まえたうえで、平成 24 年答申で示した「中学校：12 学級から 15 学級」を見直し、教育上「望ましい学校規模」を国が示す標準にあわせ、「小中学校と

もに12学級から18学級」であるとした。

次に、1学級あたりの人数では、小学校においては、令和3(2021)年度から導入された「35人学級編制」が段階的に実施されていることに伴い、1学級あたりの平均児童数が減少し、平成24年答申で示した教育上「望ましい学校規模」である1学級あたり20～30人に近い環境となっている。

中学校では「40人学級編制」を基本としているものの、1学級あたりの平均生徒数は34.4人であり、平成24年答申で示した教育上「望ましい学校規模」である1学級あたり30～35人に近い環境となっている。また、中学校における「35人学級編制」の導入の可能性についても、今後示されるであろう国の考えや動きについて注視し、考慮しておく必要がある。

さらに、区内の多くの学校では、数学や英語等の教科において、学力の向上を目的に、習熟度に応じた授業や少人数指導の展開、ティーム・ティーチングを実施している。そのため、学習が進む過程で生じる理解や習熟の程度の差を小さくすることや、学習をより進めていくための発展的な指導等、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな指導が行われている。加えて、授業をはじめとする学校運営をサポートする役割として、学力向上専門員や学校生活支援員等の人材を配置することで、教育内容に応じて活動規模を柔軟に変えながら、個別最適な指導と円滑な学校運営に取り組んでいる。

また、平成24年答申で示した1学級あたりの人数の下限値(小学校20人、中学校30人)を区独自の学級編制として実現しようとした場合、令和5(2023)年5月時点と比べて、小学校では504学級、中学校では74学級増加し、増加分に対応するための担任教員578名を区で独自に採用する必要がある。全国的な教員不足の現状を鑑みると人材確保が極めて困難であることに加えて、区が独自採用した教員のキャリア面における課題、学級数増に伴う教室不足をはじめとした施設面での対応等の様々な課題があり、区が独自で少人数学級編制を実現することは難しいと言わざるを得ない。

以上のように、子どもたち一人ひとりの学びは、教員や学校運営をサポートする多様な人材の配置、活動内容等の様々な要因によって整えられるものであり、単一の指標や数値のみで捉えるものではなく、ことさら1学級あたりの人数だけで決まるものではない。さらに、教育内容に応じた望ましい規模での授業展開や授業形態、授業の進め方の工夫により、子どもたちの個別最適な学びが保障されている現状がある。また、区独自で少人数学級編制を導入することは人材確保及び教員の人事面や施設面の視点からも現実的ではない。これらを踏まえ、平成24年答申の内容を見直し、1学級あたりの人数については「明記しない」とした。

一方で、教育上「望ましい学校規模」として1学級あたりの人数を明記しないものの、引き続き教育環境の充実を図っていくために、教職員の配置や学級編制基準の見直しについて、区から国や東京都に対して、機会を捉えて要望していく。

以上が第3章2の部分でございます。よろしくお願いたします。

会 長 この点についてご意見ありましたらお願いいたします。

委 員 2点あります。1点目ですが、12ページの真ん中で今回修正いただいた、網掛け部分で、「学習が進む過程で生じ得る理解や習熟の程度の差を小さくすること」についてはすごく理解できるのですが、「学習をより進めていくための発展的な指導」については、疑問に感じます。

そもそも小学校の習熟度別授業は、習熟度が低い子の習熟度を高め、教育のレベルを均等化することを目的として、それが公立学校の一番あるべき姿だと私も理解しているのですが、習熟度が高いクラスに対してさらに発展的な指導をしているということについては、教科書通り進めていると私は認識しております。

もし発展的な指導を文章として入れるのであれば、「発展的な指導も含めて指導していきたい」という文言に変えたほうが良いのかなと感じました。

2点目ですが、1学級あたりの人数について「明記しない」という部分はかなりインパクトがある変更点だと思います。13 ページの上の網掛け部分に書かれていることはとてもいいことが書かれていると思います。

私自身も下の子は5年生なのですが、結局、1人の担任先生に対して子どもの人数が少ないからといって、良い教育が行われるとは決して思っておらず、担任の先生と合わないから不登校になるというお子さんも実際いらっしゃいます。一方で、担任以外の人材を入れることで、担任には言えないことを他の大人に言って学校に來れている子もいます。

1人の先生が見る児童・生徒の数ではなく、資料編の資料21に記載のとおり、これだけたくさんの支援人材が関わって一つの学級を運営していく今の形がすごく望ましいと思うので、この部分については自信を持って「明記しない」ということで、進めていって良いと思いました。

副 会 長 私はこの習熟度別指導に関わったことがありますので、少しご説明しますと、今〇〇委員が言われたように、確かに習熟が十分でない子どもを高めていくということ、逆に、一番習熟が進んでいる子どもに関しては、そこで足踏みをするのではなく、教科書にある例題は全部解く、なおかつ、より習熟度を高める。

公立だと、伸びる子が伸びないということでは困るので、クラスの実態にもよりますが、伸びる子はどんどん伸ばしてあげましようということですが、

なので、習熟度が低い子のみを上げて差を縮めるという表現よりも、全体が上がっていくということが、本来的な学力向上の趣旨になっております。

委 員 よくわかりました。ありがとうございます。

学校配置調整担当課長 今〇〇委員、副会長からもお話がありましたが、表現については検討していきたいと思っております。

会 長 今、ご指摘の習熟度別については、平成1桁から10年代あたりで提起された

ことであり、先ほど話に挙がりました令和3年の中教審における答申のキーワードは個別最適な学びということになっております。

平成の時代は、ご指摘のように差を小さくするという指向性が強かったのですが、令和の答申の個別最適というのは、一人ひとりの子どもたちをそれぞれ、個別最適に引き上げていく、育てていくという教育の捉え方に変わってきたということを加えさせていただきたいと思います。

また、1学級あたりの人数について明記しないという話が挙がりましたが、我々からすると、後ろ向きに捉えられてしまうことは当然本意ではありません。むしろ、よりこれからの学校のあり方を考えた場合に、学級だけを最適化しようとするよりも、まさに今申し上げた一人ひとりの子どもに対してより良い学習環境を作っていくには、1学級あたり何人という単独の指標ではなく、総合的に組み立て、展開していく必要があると思います。

ご指摘の資料編の資料21が大変重要で、板橋区のこれまでの取組であり、現状であり、今後この支援をどう充実させていくのかを考える必要があると思います。こうした様々な立場の方をできるだけ分厚く、幅広く投入することがこれからの板橋区の学校にとってはとても大切なことではないかと思えます。

そういった意味で、後ろ向きに「明記しない」としたわけではないということのアピールしていくための書き方を検討することも必要なのかなと思います。他にいかがでしょうか。

(意見等なし)

会 長 それでは次をお願いします。

学校配置調整担当課長 それでは13ページに参ります。

3、板橋区立学校の適正規模及び適正配置の実現に向けた基本的な考え方。

(1) 検討にあたって。

子どもたちにとってより良い教育環境の整備と教育の質を充実してくためには、学校規模の適正化だけではなく、学校の適正配置にも取り組むことが重要である。

区では、近年、一時的な児童・生徒数の増加が見られるものの、「板橋区人口ビジョン」によると、長期的には令和12(2030)年をピークに年少人口が減少していくことが見込まれており、適正規模化による教育環境の整備に加えて、人口減少の可能性を見据えた学校の適正配置を検討する必要がある。

具体的には、大規模集合住宅の建設計画を踏まえた通学区域内の児童・生徒数の推計や、通学距離をはじめとした通学に係る安全面を考慮した通学区域の調整を行い、学校の規模が適正となるように学校を配置することが重要である。

また、学校は学び舎としての機能の充実という本来の役割に加えて、地域の活性化や災害に強い地域づくりを進めるための地域活動や防災活動の拠点としての役割を担っていることを踏まえながら、将来的な教育環境の変化も見据え

た学校の適正配置について実現することが、教育委員会に求められている。

(2) 検討事項。

学校の適正規模・適正配置の実現にあたっては、学校や地域が抱える固有の事情や課題に加えて、区全体の公共施設のあり方と将来的な学校施設のあり方、維持管理等の課題を総合的に検討する必要がある、そのうえで持続可能な教育環境の整備が求められる。

審議会では、様々な視点から適正規模・適正配置の実現にあたって検討すべき事項を明らかにした。検討に際しては、以下に示した3つの事項を踏まえた有効な方策を導き出していくことが望ましい。

①通学区域

通学区域は、居住地から学校までの距離だけではなく、児童・生徒の安全性や学校の適正規模、学びのエリアとの整合等様々な要因に基づいて設定されている。

本審議会では、通学区域を検討する際に考慮すべき様々な要因について、「基本とするもの」と「配慮するもの」に分けて整理・検討を行った。

「基本とするもの」としては、子どもたちの教育環境の維持・向上に係る「学校規模」、「通学の安全確保」・「小学校と中学校の通学区域の整合性」が挙げられる。

また、「配慮するもの」としては、円滑な学校運営の視点から、町会・自治会区域及びPTAや青少年委員の地区分け等の様々な点が挙げられる。

通学距離に関しては、通学距離や道路状況等を総合的に考えて弾力的に考える必要がある、特に中学校は、小学校の通学区域と整合性を図ることをめざして、より柔軟に検討することが求められる。

②地域協議。

教育委員会ではこれまで適正規模・適正配置の協議に際して「協議会」を設置し、学校関係者や保護者、町会・自治会等の地域との間で意見集約と合意形成を図ってきた。引き続き、学校運営を円滑に進めていくために、保護者や地域等の意見を積極的に取り入れ、地域との協働に取り組んでいくことが求められている。

教育委員会は、地域との協働にあたって、学校と地域が互いに課題を認識し、共通の目標に向かって一体となって地域の子どもたちを育てていく「地域とともにある学校」を実現するための仕組みとして、板橋区コミュニティ・スクール(iCS)を令和2(2020)年度から本格的に導入した。その中でも、保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクール(CS)委員会が果たす役割は大きい。

今後は、iCSの両輪であるCS委員会や学校支援地域本部と連携を図るとともに、学校や地域の実状を勘案したうえで学校に関わる様々な立場の方からの意見を集めながら協議を進めることが求められる。ただし、CS委員会や学校支援地域本部と連携を図る際は、早期に情報提供することや協議機会を確保するといった配慮が必要である。

また、協議の過程において、必要に応じて教育委員会が対応可能な具体的方策を示す等、協議に係る負担軽減を図ることが望ましい。

③小中一貫型学校。

小中一貫型学校の設置は、小中一貫教育を推進し、子どもたちのより良い学習環境の整備と成長機会の提供のための1つの手段であり、学校の形態における新たな選択肢である。学校教育は幅広い知識と教養を身に付けるだけでなく、学校内外における社会的活動の促進や自主・自立及び協同の精神、規範意識等を養うことを目標としている。その中で、交流授業等による異学年間の交流は、学習意欲の向上に繋がるほか、下級生に対する優しさや上級生への憧れを抱くようになる等、学習面だけに留まらず、人間力、社会性、自己肯定感の向上に繋がるといった多くの教育効果が期待できる。

教育委員会では、中学校を核として周辺の小学校をグループ化した学びのエリアを設定し、小中一貫教育を行っている。今後設置される小中一貫型学校では、これまでの学校現場における課題の解消に資するためだけではなく、義務教育9年間で意識しためざす子ども像を学びのエリア内で共有し、学校や地域の事情を踏まえながら、特色ある学校づくりや特徴的な取組、先駆的な研究を進めることが重要な役割となる。

そして、その取組や効果を他の小中学校に波及させることにより、小中一貫教育を全ての学びのエリアで効果的に推進していくことが期待できる。

一方で、学びのエリアは、1つの中学校に対して複数の小学校が連携しており、通学区域によっては様々な小学校から進学することから、小中一貫型学校の周辺の小学校からの進学者と、小中一貫型学校の小学校からの進学者との間で人間関係の構築に差が出ないように配慮する必要がある。

学校によって学級数や通学区域が様々であることや学校間の距離等が異なることから、一概に整備条件を掲げることは難しいが、以下の点に考慮したうえで、設置可能な学校や地域を検討することが望ましい。

設置にあたって考慮すべき内容。①小学校と中学校の通学区域の整合性や就学傾向、②通学距離や通学にかかる安全性。

以上が第3章の3となります。どうぞよろしく願いいたします。

会 長 今の部分についてご意見ありますでしょうか。

委 員 以前もお話をさせていただいたと思うのですが、14ページの表で配慮するものの中に、ぜひ警察の管轄も入れていただきたいなと思っています。

板橋区内は3つの管轄に分かれており、先日 PTA 会長のから居住者用車両を除く通行禁止エリアに入ってくる車についてご相談があり、それを警察に相談したところ、お互いにここの管轄ではないという話になりました。

スクールゾーンの問題もあり、管轄が跨いでいると、いろいろ不都合もあるのではということで、必ずしも全ての条件がそろうとは限りませんが、子どもの安全確保の視点からも、言葉として入れておいた方がいいと思いました。

会 長 それでは、もう一度6ページに戻っていただき、四角囲みに目を通していただければと思いますが、6ページから16ページまでで私どもが提言しているまとめが、この四角囲みの部分であるということになります。

逆に言うと、この四角囲みについての説明が16ページまでに記載されているということになりますが、その視点も踏まえ、ご意見はありますでしょうか。

(意見等なし)

会 長 第4章についてお願いいたします。

学校配置調整担当課長 第4章についても量が多くなっていますので、途中の(3)で一旦区切らせていただきたいと思います。

第4章、新たな学びを踏まえた持続可能な学校施設整備について。

教育環境を整備する際は、ICT技術の更なる向上や環境負荷の低減、子どもたちを取り巻く様々な環境等、多様な視点を持ちながら取り組まなければならない。

教育環境の整備により今日的課題を解決することで、「個別最適な学びと協働的な学び」が一層推進され、「子どもたちが未来を切り開くための資質・能力」が育まれる。

1、基本的な考え方。

区の学校施設は、昭和30年代から昭和40年代の児童・生徒の急増に伴い、集中的に整備が進められたため、数多くの学校が改築や改修等の更新時期を迎えている。また、区が保有する公共施設全体のうち、小中学校等の学校教育施設は約6割を占めており、持続可能な区政運営を進めていくうえでも学校施設の計画的な更新は喫緊の課題となっている。

加えて、教育環境の整備あたっては、これまで取り組んできた「オープンスペース型運営方式」や「教科教室型運営(教科センター)方式」等の先進的な教育環境整備の取組のほか、ICT技術の高度化により教育環境が更に変化する可能性、バリアフリーやユニバーサルデザイン、環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設整備(エコスクール)等、様々な視点を持ちながら、屋外環境等を含めた学校全体の整備に取り組んでいかなければならない。

これらの視点を踏まえながら教育環境を整えていくことにより、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学び」や子どもたちを取り巻く多様な状況への対応、地球規模の課題を自分のこととして捉え課題解決に向けて取り組む学習活動(ESD)がより一層推進され、「子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力」が育まれていくものとする。

2、検討すべき事項。(1)ICT化。

ICT機器やネットワークの整備・維持・更新といった環境整備は、子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のために必要不可欠であり、

教職員の長時間労働の是正や働き方改革を実現する上でも重要なものであると考える。教育委員会では、国が掲げる「GIGAスクール構想」を踏まえて、令和2(2020)年度に「板橋区スマートスクールプロジェクト(板橋区立学校ICT活用指針)」を策定した。区のICT活用に関する計画と整合を図りながら、ICT環境の整備を進めており、ICT環境の整備は、子どもたちの個別最適な学びの保障と主体的で対話的な深い学びの実現に大きく寄与することとなった。

加えて、学校現場では、児童・生徒向けの一人一台端末を活用した授業内容や家庭学習教材の充実、不登校児童・生徒の学びの保証としてのオンライン授業の展開等の学習面に加えて、学校と子どもたちを繋ぐ手段(オンライン悩み相談)や各種アンケートの実施・集計、保護者との連絡手段等、様々な形で活用されており、今後も一層拡充していくことが見込まれる。

さらに、指導者用デジタル教科書や教職員の校務を支援するシステムの導入、個々の基礎学力を評価・分析による基礎学力の向上と作問・採点処理の負担軽減にも繋がるCBTの活用や授業教材の共有等の取組によって、教職員の業務負担の軽減や授業内容の改善・充実に繋がっていくことが期待できる。

今後は、ICT分野における早い技術革新を見据えて着実に対応しつつ、教員研修の充実や一人一台端末を使った授業実践の好事例の紹介、トラブル対応や機器更新等のサポート体制の整備に取り組み、教育現場におけるICT機器の主たるユーザーである教職員や子どもたちの意見や要望に耳を傾け、適切に取り組んでいくことが求められている。

(2) 施設内容。

施設内容を検討する際は、オープンスペースをはじめとする学校全体が学びの場所であるという認識の中で、学校全体の機能の充実と、個別最適な学びや協働的な学びの実現、中学校における35人学級編制の導入の可能性をはじめとする新たな教育環境への対応が可能となる柔軟な設え等を重要な視点として捉える必要がある。

加えて、そこで学ぶ子どもたちの要望やそこで働く教職員や学校に関わる様々な主体の意見を取り入れながら、性のあり方等の多様性の視点を踏まえた施設内容を議論していくことが望ましい。

また、学校施設は、地域活動拠点や防災拠点としての機能が求められており、これまでと同様に「地域とともにある学校」としての複合的な施設内容となるよう検討する必要がある。あわせて、地域開放部分と学校専用部分とのセキュリティ管理や、施設管理における教職員の負担軽減について、ハード、ソフト両面から検討することが重要である。

防災拠点としての地域防災機能を最大限活用するためには、日頃から学校と地域が連携し、防災・避難訓練をはじめとする災害情報を共有する等の取組を行い、防災意識の醸成に努めていくことが望ましい。

(3) 施設更新。

施設更新にあたっては、年少人口の推計、集合住宅の建築計画、都市整備計画、当該学校施設の老朽化状況、区の財政状況等を踏まえるとともに、施設の

多機能化や他の公共施設との複合化、近隣の学校との施設の共有化をはじめとした次世代の公共施設や学習空間のあり方を他自治体の例も参考にしながら総合的に判断し、教育委員会だけではなく区全体で取り組むことで、教育環境の充実に努めていく必要がある。

また、区の学校敷地は都内特有の土地情勢により限られた面積であることが多く、次世代型の学校施設を想定する場合は、必要な延べ面積を捻出するための高層化改築を選択肢の一つとして検討する必要がある。

以上が第4章の(3)までとなります。

会 長 ご意見ありますでしょうか。

(意見等なし)

会 長 では第4章の(4)についてお願いいたします

学校配置調整担当課長 (4) 子どもたちの多様性と子どもたちを取り巻く様々な環境。

子どもたちを取り巻く社会環境や生活環境が変化しており、外国にルーツを持つ子どもたちへの日本語指導や社会的な課題として挙げられているヤングケアラーへの支援のように、児童生徒は複雑かつ高度な問題を抱えており、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな対応が必要となっている。

特別な支援が必要な児童・生徒の増加や医療的ケア児への対応、不登校対策等に適切に対応していくためには、学校現場における受け入れ体制の整備に加え、学びの空間の確保と安心して過ごせる居場所の整備を進め、学びのエリアをはじめとした地域の理解と協力を得ながら、子育て支援や児童福祉等の様々な支援主体と学校の連携を強化していくことが重要となる。

とりわけ、特別支援教育に関しては、小学校では平成28(2016)年度、中学校では平成30(2018)年度から実施された特別支援教室(STEP UP教室)の全校設置等により、教員の特別支援教育についての理解が広まった。一人ひとりに寄り添った丁寧な指導の必要性がより一層認識されたこともあり、これまでに多くの特別な支援が必要な子どもたちを受け入れている。

区では、障がいの種類や程度に応じて、「特別支援学級」、「特別支援教室(STEP UP教室)」、「きこえとことばの教室」を設置しており、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な指導及び必要な支援に努めている。

心身に障がいのある児童・生徒の学校生活の支援等を行う学校生活支援員等も活用しながら支援レベルに応じた体制を充実させることで、子どもたち一人ひとりの特性に対応した適切な指導や支援、学びやすい環境づくりに努めている。

一方で、特別支援教育の制度や体制について、保護者や地域の理解を促進するためには、特別支援教育の内容や状況をより丁寧でわかりやすく情報提供・発信していくことが重要である。

支援を必要とする子どもたちの推移を予測することは難しいが、特別な支援を

受けながら学ぶ児童・生徒数は多くなっている現状を踏まえると、今後、特別支援学級や特別支援教室(STEP UP教室)等に関しての適正規模・適正配置について検討していく必要性も考えられる。

学校施設の整備にあたっては、子どもたちと教員が関わりやすい職員室配置や通常学級と特別支援学級が交流しやすい教室配置を検討し、通常学級と特別支援学級のそれぞれの教員が連携を図りやすい体制の構築と、学校と保護者や地域等、様々な主体連携した支援体制の構築を考えていくことが必要である。

また、近年は、不登校になる子どもたちが増加しており、全国的な課題となっている。教育委員会では、不登校児童・生徒が増加している状況を踏まえて、不登校児童・生徒に対する居場所づくりや支援体制の強化といった施策を展開しており、引き続き、教員や子どもたち本人、保護者と連携を密にしながら対策を講じていく必要があると考える。

さらに、不登校になった子どもたちへの対策に加えて、不登校を生まないための未然防止策も考えていく必要がある。不登校の要因や背景は複雑・多様であることから、教育の観点だけで対応することはもとより、様々な関係機関とも情報共有を行いながら、状況の把握に努め、適切な支援を行っていくことが重要である。以上が第3章の(4)でございます。

会 長 第4章が「新たな学びを踏まえた持続可能な学校施設整備について」というテーマであり、テーマだけを読むと一般的には学校施設のハード面の整備と捉えられるのではないかと思います。

(4)では子どもたちの多様性や今日的な状況に関して触れられており、第4章の括りの中に位置づけておりますが、その部分への提言が第4章に含まれているということを読み取っていただけるかどうか気になります。

そこで、17ページの四角囲みに第4章のまとめを2つの丸印で記載しておりますが、そこにもう一つ丸印で(4)のに関するまとめも記しておくことを検討していただきたいと思っております。

子どもたちの多様性は、学校施設の対応だけで受けとめ切れないうために今日的な問題が起こっているとすると、学校単体の老朽化対策も重要ですが、NPO等の様々な団体や施設とネットワークを張り巡らせることは、板橋区の将来展望として重要な部分ではないかと思います。

委 員 18ページの三段落目の「指導者用デジタル教科書や教職員の校務を支援するシステムの導入」云々についてですが、この部分を読む限り、小学校の作問は基本的に業者の作ったオリジナルの紙を解いていると思っておりますし、小学校高学年では全国学力テストをタブレットで受けていると認識しているので、中学校の定期考査を作る場合のシステムなのかなと理解しました。

全国学力テストの結果が個人面談で知らされ、回答が間違っている部分を子どもに聞くと、「一生懸命タブレットに書いているのだけれども、上手く読み取ってもらえない」と訴えており、小学生がテストを受ける際に活用するのは、なか

なか難しいかなと思います。板橋区ではICTの支援に特化した人材も、月に何度か学校に居らっしゃると伺っておりますが、教室内で小学生がICTの活用で困った際に、すぐにサポートできるよう、担任以外の様々な支援人材の方が重要なかなと思いました。

システムだけを取り入れるのではなく、取り入れた後のサポートも大事だと思います。

委員 中間のまとめの全体としては、とてもよくまとめられていると印象を受けました。

気付いた部分は、18ページ下から2段落目の「加えて」から始まる文章を読むと、性のあり方に特化して書かれている印象があり、現在の施設づくりとしては性のあり方も当然ですが、様々な障がいや個性に対して寛容な施設が求められています。

なので、性のあり方に特化せず、例えば多様性に対する寛容な環境づくりというように広めた記載にしてもいいのかなという印象を受けました。

また、先ほど会長がおっしゃっていた20ページ(4)の不登校についてですが、今、不登校特例校に対して文科省は、学びの多様化学校といった言い方をされております。

我々の環境を作る立場からすると、不登校の子のためのというよりは、一斉的な学習や集団的な学習に適用が難しかったり、居づらいという子に対しても居場所を用意しているイメージがあり、文科省のネーミングについて納得感がありました。

なので、多様な学びの場や学びの多様化に対応する場所というような言い方をすると、第4章の施設の部分に括ってもいいのかなと思いました。

委員 現在、板橋区でも部活動の地域移行化を進めておりますが、そこに触れている記載がないと思いました。地域との協力に関する記載はあるのですが、部活動の地域移行については過渡期であり、各学校同士を共有しながら進めていくところもございまして、部活動の地域移行を施設としてどのように捉えるのかという部分についても、あってもいいのかなと考えております。

会長 部活動の地域移行というのは、多くの関心があり、今日的な課題だと思いますので、その点についても、この答申で触れておくということも検討の一つかと思います。その他、いかがでしょうか。

(意見等なし)

会長 第5章に移ります。

学校配置調整担当課長 では続きまして第5章になります。

第5章、適正規模・適正配置に向けた取組。

小規模化対応についてはこれまでの取組を継続し、過度な小規模化の進行は、施設整備や学校運営上の工夫では十分な対応ができないことがあるため、より早急な対応が必要である。

大規模化対応については、普通教室への転用や適切な人材配置により大規模化に係る課題の最小化に努めていくことが重要である。

適正配置の取組では、区全体を学びの場と捉え、学校同士や学校教育と社会教育が連動した教育環境の構築といった新たな視点が求められる。

これまで述べてきたとおり、子どもたちのより良い教育環境を整備し、教育の質を充実していくためには、学校規模の適正化と学校の適正配置の双方に取り組むことが重要である。

区には、今回の中間まとめで示した教育上「望ましい学校規模」から外れる学校が28校存在している(令和5(2023)年度は小学校51校中17校、中学校22校中11校)が、既に述べてきたように、各学校ではそれぞれの規模に応じた適切な教育の提供と教育の充実に取り組んでおり、「望ましい学校規模」から外れることが直ちに望ましくない教育環境にあると断定できない。

教育上「望ましい学校規模」を大きく外れる場合においては、区や学校、保護者、地域関係者等の関係主体が良好な教育環境の確保に向けて議論する必要があり、規模に応じた取組や考え方について、適正配置に向けた取組や考え方とあわせて、以下のとおりまとめた。

1、小規模化対応。

教育委員会では、これまで「板橋区立小・中学校の適正配置に関する基本方針(平成24(2012)年)」や「将来を見据えた区立学校の施設整備と適正規模・適正配置の一体的な推進のための方針(平成25(2013)年)」に沿って、小規模化に関する課題を学校はじめ、地域、保護者と共有し、小規模化解消に向けて学校関係者による協議会を設置し、検討していくことを基本としながら、適正規模化の取組を推進してきた。これらの取組を継続しつつ、通学区域の変更といった児童・生徒数の増加に繋がる取組や年少人口の将来推計を踏まえた学校の統合について検討を進めていくことが考えられる。

また、全学年が単学級になる程度の過度な小規模化が進行している場合は、過小規模となったことで学校が抱える課題に対して、施設整備や運営面、指導面の工夫では十分な対応ができないことがあるとともに、過小規模校を避けて隣接校への入学を希望する児童・生徒の割合が高くなる傾向があることから、一層過小規模化が進むことによって教育面や運営面に及ぼす影響が大きく、より早急な対応が必要であると言える。

2、大規模化対応。

区内には大規模集合住宅の建設による一時的な児童・生徒数の増加や、小学校における35人学級編制の実施による学級数の増加によって、学校規模が大規模化している学校があり、大規模化対応は区が抱える喫緊の課題となっている。

大規模化の解消に向けた取組として新たに学校を設置することや通学区域を変

更することが挙げられるが、新校設置は学校用地を確保することが難しく、多額の建設費用がかかることを踏まえると現実的とは言えず、また、通学区域を頻繁に変更することは児童・生徒、保護者に不安を与え、地域の混乱に繋がること懸念されるため望ましくない。

大規模集合住宅の建設における児童・生徒数の動態は、出生の時期が一定期間に集中することから、児童・生徒数の増加は一時的な傾向となることが多いため、校舎の増築や改築等のハード面における対応を行うにあたっては、東京都が毎年公表している集合住宅児童・生徒等出現率表を参考に、当該校の通学区域を中心とした人口動態を確認し、学校規模の将来推計を踏まえて慎重に検討する必要がある。

今回、大規模化対応を検討するにあたって、大規模校の状況を把握するため、他自治体へのアンケート調査を行い、また学級数が多い区内小中学校の校長を本審議会に招いて大規模校の良い点や学校運営上の課題や工夫についてヒアリングを実施し、次のことが確認された。

大規模校の良い点として、児童・生徒数が多いことにより運動会等の学校行事に活気があり、多くの他者と日々接することにより切磋琢磨の姿勢と社会性が一層育まれる等、子どもたちにとってより良い成長に繋がる面がある。さらに、多くの教員が配置されることにより教員間での協力体制が組みやすく、所掌事務の分散による負担軽減に繋げやすい。また、授業や教材研究においても職場内で研修が効果的に行うことができるといった組織運営や人材育成面でのメリットがある。その他、保護者も必然的に多くなるため学校を支援してくれる人材が確保しやすいといった多くの項目が挙げられた。

一方、学校運営上の課題として、全校朝礼や学年ごとに行う校外学習等の行事の場所の確保、安全確認等の運営上の配慮事項が多い、特別教室や体育館、プールを利用する際に時間割の調整に労力を要する。また、副校長や養護教諭、学校医といった特定の職について、児童・生徒数に応じた配置がされているとはいえ、担当する人数が多いため負担が多くなる傾向がある、大規模化により給食室での調理のしやすさや効率化に工夫が必要である等が挙げられた。

これらの課題に対しては、学校内の多目的室や空き教室を有効活用し、適宜、時間割を調整しながら学校運営を行うとともに、副校長の事務的な補佐を行う副校長補佐、基礎学力の定着及び向上、学級の安定化等を図る学力向上専門員、心身に障がいのある児童・生徒の学校生活の支援や学級運営の補助等を行う学校生活支援員、プリント印刷や授業準備の補助等、教員の業務を支援するスクール・サポート・スタッフ等の様々な人材を配置することが有効であることが確認できた。

これらの状況を踏まえつつ、大規模化が進んでいる学校については、余剰スペースの普通教室への転用や増築などによる教室・諸室の確保を進めつつ、学校の隣接用地を含めて、課題が最小化し、教育環境が充実するよう努めていくことが重要である。

3、適正配置。

教育委員会はこれまで、基本方針及び一体的な推進のための方針に基づき、学校関係者や地域関係者と合意形成を図りながら、子どもたちのより良い教育環境を整備するために、統合や通学区域の変更、増改築等により適正配置の取組を進めてきた。

引き続き、学校の適正配置の取組を検討していくにあたっては、将来的な人口減少の可能性や教育環境の変化を見据えながら、区全体の公共施設や将来的な学校施設のあり方について、教育委員会だけでなく区全体で取り組んでいく必要がある。既存の考え方にとらわれない新たな視点が重要である。

具体的には、教育委員会がこれまで取り組んできた学校の統合は継続しながら、「学びのエリア」に加えて区全体を学びの場・空間と捉え、学校同士の学びの連携や学校教育と社会教育が連動した多様な学習環境といった新たな教育環境を構築していくという視点である。また、大規模集合住宅の建設計画を踏まえた通学区域内の児童・生徒数の推計や通学区域の調整を行うことで、学校の規模が適正となるように学校を配置することが重要である。

あわせて、地域活動や防災活動の拠点としての役割を踏まえながら、学校や保護者、地域等の関係主体と共に適正配置について取り組んでいく必要がある。

以上が、第5章となります。

会 長 この章については、板橋区の方角性等が記されている部分かなと思いますが、ご意見ありますでしょうか。

委 員 22ページの最後の段落、「これらの課題に対しては学校内の多目的室や空き教室を有効活用し」との記載や、23ページの2段落目、「普通教室への転用や増築などによる」との記載がありますが、過大規模の学校は、それすらも出来ずに困っている状況があるのかなと思っています。

現状、学校の隣接用地を含めて、増築を検討する必要があるような学校が板橋区にどの程度存在するのか、補足的にでも書かれているといいのかなと思いました。

学校配置調整担当課長 今おっしゃっていただいた点について、補足的な資料を検討したいと思います。

会 長 文章化或いは資料編で、補足するようなデータを記していただくということで対応をお願いしたいと思います。

委 員 22ページの最後の段落、「副校長の事務的な補佐を行う副校長補佐」云々と続く文章についてですが、ここに記載されている人材は、大規模校の課題に対してのみ有効なのではなく、大規模校以外の学校でも有効であり、これからの板橋の教育の核となる方々だと思っています。

なので、大規模校の課題に対応するために登場させるのではなく、先ほど話に挙がった、適正規模の1学級あたりの人数を明記しないという部分で、様々な人

材がいるという、板橋の強みとして記載した方がより良いのかなと思いました。

会長 大切なご指摘であり、むしろ適正配置のところに位置付けてもいいのかもしれないなと思いました。適正配置というと、全体なバランスを踏まえた学校の位置と捉えがちですが、これからの適正配置というのは、学校以外の周辺環境とのネットワーク化という視点が非常に強くなっていくのかなと思います。

今ご指摘のような、様々な支援人材の方をどこかの学校に所属させるのではなく、周辺校同士で活用する等、支援人材が機動的に動けるようなネットワークを整えることも必要ではないかと思います。

大規模校対応ということよりも、これからの板橋区全体としての望ましい体制づくりという視点に含めておくことも、また一つではないかと思います。

委員 先ほどから話に挙がっております、1学級あたりの人数を明記しないという話についてですが、そもそも、どうしてマイナスに感じてしまう書きぶりなのかと考えたときに、手前に「現実的ではない」という記載があり、そこから明記しないと繋がっているためなのかなと思いました。

文科省の生徒指導提要の69ページに「日本は、諸外国に比して、学校内の専門職として教員が占める割合が高い国」であり、日本は82%が教員で、アメリカは56%、イギリスは51%と記載があります。

その記載を参考に、例えば「なお、我が国の学校は校内で働く教職員がおよそ教員で構成されており諸外国と比較してもその割合が高い。板橋区ではこれまでと比べて他の職種を採用していることから、積極的に明記しないこととした」という文章を入れることで、解消されるのかなと思いました。

また、板橋区では様々な職種の方を配置しているという部分も、より引き立たせることができるのではないかと思いました。

会長 適正配置については、学校をどこに置くかだけでなく、不登校の課題など、一つの学校では抱えきれない状況について、板橋区の場合にはフォローするシステムが全区的に張り巡らせていくことが大事であるという考え方の記載があっても良いのかなと思いました。

その他ご意見ありますでしょうか。

(意見等なし)

会長 それでは第6章についてお願いいたします。

学校配置調整担当課長 第6章、おわりに。

本審議会は、板橋区立学校の適正規模及び適正配置の検討にあたり区立学校の現状と問題点を整理し、事例研究による考察も加えながら議論を進め、適正規模及び適正配置の基本的な考え方、具体的な方策について一定の方向を見出すこと

ができた。本答申は、それらを提言としてまとめたものである。

教育委員会においては、本答申を真摯に受け止め、子どもたちの「未来を切り拓くための資質・能力」を育成する教育環境の整備・充実に向けて、最大限努力すべきである。

また、各学校、保護者、地域関係者は、互いに連携・協力し、未来を担う子どもたちにとって、より良い教育環境を実現、持続するための視点に立ち、十分に検討してほしい。

本答申がその指針となることを切に願ってやまない。以上でございます。

会 長 全体を通して、お気づきの点やご意見がありましたら、お願いしたいと思いますが、校長先生の立場でいかがでしょうか。

委 員 感想ですが、今まで議論してきたことが、これからの指針になる部分も含め、いろいろな視点で非常によくまとまっていると思いました。中間のまとめとして素晴らしい内容だと感想を持っております。

委 員 この2年間でいろいろと議論した内容が、本当によくまとめられていると思いました。

委 員 私もよくまとめられたなと感じております。自分が住んでいる地域で大規模集合住宅の建設によって、近くに学校があるのに、別の学校の通学区域に変更になってしまった区域があり、なんとか出来ないかという思いで審議会に臨んだのですが、だいぶまとめていただいたと思い本当に感謝しております。

委 員 私の住んでいる町会区域には、小学校が1校、中学校が1校ありますが、小学校がとても小規模で、これから地域の人間として、どう学校に携わっていけばいいのか考える必要があると感じました。

委 員 大変すばらしいものになったと感じております。中間まとめを見ながらとても勉強させていただいております。私の住んでいる地域にある小学校は大規模校であり、将来の推計を踏まえた改築・改修の検討が必要なのかなと感じました。

委 員 1点気になった部分が、4ページの5段落目の①から⑧の項目について審議を行ったという部分で、番号の順番が目次の小中一貫型学校と地域協議の順番と逆になっているので、修正を検討していただきたいと思いました。

委 員 皆様に支えていただいていることに大変感謝申し上げます。また、事務局の方には、資料の精査に努めていただき、自信をもって出せる答申になるのではないかと感じております。

委員 資料編20ページに学校配置職員等一覧がありますが、役割が細分化されていくと、それを統合することが重要であり、今後の課題かなと思います。

また、スクールロイヤーは学校に対してアドバイスをすることはできても、問題に対抗する法的な措置はできません。そういった、本来期待すべき役割とは異なった役割を求められる部分もあるので、今後精査していく必要があるのではないかと思います。

委員 答申の中身については、まとめていただいたとっており感謝申し上げるところでございます。第5章の適正規模・適正配置に向けた取組という部分が、まさにこれからの一つの指針になると思います。

小規模対応、大規模対応、適正配置という3つの視点で一番懸念すべき視点は大規模対応だと思っております。将来、需要が見込まれる学校に対して、ぜひこの指針に則って、早くから準備していただければ、ありがたいと思います。

委員 皆さまの意見を色々と伺い、私自身はない視点などを拝聴し、なるほどなと感じておりました。また今後ともよろしくお願ひします。

委員 広い範囲のテーマがある中で、このようにまとめていただいたとっており拝見しております。この審議会自体がいたばし魅力ある学校づくり審議会と銘打つていところが非常に答申にも結びついていて、単に適正規模や適正配置を考えるだけでなく、これからの子どもたちの環境として、学校がどうあるべきかということが多面的に議論できたことが、非常に私も勉強になりました。

また、それを一つにまとめた今回の答申というのは、ここまで今の時代のテーマに踏み込んで書かれているものは、なかなか他の自治体でもないのではないかなと思っており、事務局の方のご苦労と熱量をすごく感じております。

最後1点ですが、24ページの下から3行目にあります「未来を担う子どもたちにとって」という言葉がすごく大事だなと思っていて、学校にいろいろ携わっておりますと、子どもたちの親という立場の方がすごく減っており、大人だけでも子どもがいないという方がたくさんいる社会で、子どもたちしか通わない学校という場所に対して関心がない、むしろ迷惑な施設というような位置付けにされてしまうこともあるのですが、そうではなく、これからの社会を担っていく人たちがここで学んでいる、育っているというメッセージをフレーズとして入れていただいたのはとても良かったと思っております。

会長 それでは改めまして、パブリックコメントについて事務局からご説明をお願いいたします。

学校配置調整担当課長 本日も議論いただきました中間のまとめについては、いただいた意見を反映したうえで、中間のまとめについて区民の皆様から改めてご意見を頂戴するためのパブリックコメントを実施いたします。

実施時期ですが、令和6年1月10日から26日まで、土日含め17日間を予定してございます。閲覧場所は、区役所の新しい学校づくり課窓口をはじめ、区役所1階にございます区政資料室、区立図書館11カ所、地域センター18カ所で閲覧できます。併せまして、区ホームページにおいてもデータを公開し、ホームページ上で意見提出も可能となっております。

周知方法ですが、広報誌をはじめとして区ホームページ、区公式LINE、当課X（旧Twitter）等でお知らせをして参ります。寄せられた意見については事務局にて集計を行い、次回の審議会において報告をさせていただきます。また、最終的に区民の皆様に対して、意見に対する審議会の見解を示す必要がございますので、そのあたりも含めまして、次回審議会の議題とさせていただきたいと考えております。

会 長 今の説明について、何かご意見や確認はありますか。

委 員 周知方法について提案ですが、例えば小学校、中学校、幼稚園、保育園のように、子どもがいる保護者が送り迎えするところで、QRコードを貼ったポスターなどを貼っておくなど、特に関心の高い人たちの目に触れる方法というのを少し検討いただくと、見る方々が増えるのではないかなと思いました。

学校配置調整担当課長 効果が期待できる周知をさせていただきたいと思います。

【議題3 その他】

会 長 最後に次回の審議会の日程についてお願いいたします。

学校配置調整担当課長 次回、第12回審議会が令和6年の2月7日水曜日、15時から開催する予定で調整してございます。場所等の詳細につきましては、別途通知をご案内いたしますので、改めてご確認いただきますようお願いいたします。

会 長 先ほどご説明がありましたように、ここまで審議した中間のまとめにつきまして、区民の方からの意見を伺い、次回の審議会を進め、意見を踏まえたうえで本答申を出すという流れとなります。それでは本日はこれにて終了します。

《閉会》